

第3章

会計責任者（Accounting Officers）

本章では、中央政府におけるすべての会計責任者が負う個人的責任について定めている。基本的に、会計責任者は、公的資金の管理において高い誠実性基準を確保し、これを議会および国民に対して保証できなければならない。本章の内容は、会計責任者として任命される際にすべての該当者に周知される。

3.1.1 中央政府の各組織（省庁、政府機関、トレーディング・ファンド、NHS 機関、非省庁型公共機関（NDPB）、その他の準政府機関）には、それぞれ会計責任者（accounting officer）が置かれなければならない。この職責は通常、その組織の最上位職員が担う。当該組織の会計責任者は、コーポレート・ガバナンス・コード（Corporate Governance Code）に沿って構成された理事会によって支援されるべきである。

3.1.2 公的部門の組織における会計責任者とは、形式上、当該組織の資源管理について議会に対して説明責任を負う者を指す。会計責任者が満たすべき基準はボックス 3.1 に要約されている。その他の公共部門組織における同等の上級管理職も、これと同等の基準を満たすことが期待されている。

3.2 会計責任者の任命

3.2.1 財務省（Treasury）は、各中央政府省庁の事務方トップ（permanent head）を当該省庁の会計責任者（accounting officer）として任命することとされている。当該省庁に複数の会計責任者が存在する場合には、事務方トップが主たる会計責任者（principal accounting officer）となる。

3.2.2 各省庁内においては、財務省により、各トレーディング・ファンド（trading fund）の最高経営責任者（chief executive）が、当該ファンドの会計責任者として任命されることとされている。

3.2.3 これに続き、各省庁の主たる会計責任者は、通常、以下の者を任命することが認められている：

- 当該省庁の執行機関（executive agency）の事務方トップを、それぞれの機関の会計責任者（agency accounting officer）として；
- その他の準政府機関（arm's length body [ALB]）（すべての非省庁型公共機関 [NDPB] を含む）の事務方トップを、それぞれの機関の会計責任者として；
- 必要に応じて、省庁の業務の明確に区分された部分に対する追加の会計責任者を任命することも許容されている。